

【いじめ防止】のために

学校ではいじめ防止に向けて取り組みをすすめています。ご家庭においても、お子さんをいじめの被害者にも加害者にもさせないため、今一度、お子さんとともに【学校いじめ防止基本方針】にある以下の内容を確認し、いじめは絶対に許さないという心構えをもたせてください。

1 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしかからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしかからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの

者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にし判断する。

（暴力を伴うもの）

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする 等

（暴力を伴わないもの）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり壊されたり捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【いじめ】はすべて犯罪であるという見解があります。軽く考えないようにお子さんと話し合ってください。

物をとる→【窃盗罪】

殴る、蹴る→【暴行罪】

バカにする→【侮辱罪】

ケガをさせる→【傷害罪】

金を出させる→【恐喝罪】

暴行して物をとる→【強盗罪】

嫌がることをする→【強要罪】

噂話を言いふらす→【名誉毀損罪】

殺す死ぬとおどす→【脅迫罪】

物をこわす、かくす、落書きをする →【器物破損罪】